

令和4年1月25日開催

新型コロナウイルス調査対策特別委員会資料

1 市内における感染状況とその対応について	…	1～11
2 ワクチンの追加接種（3回目接種）について	…	12
3 小中学校における感染状況について	…	13～15
4 経済対策（事業者経営支援金等）について	…	16～17

1 市内における感染状況とその対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について (1/3~1/23)

判明日	市内 No	年代	性別	職業	感染 経路	症状・経過
1/3 (月)	307	20歳代	男性	学生		県外感染者の濃厚接触者 県外移動歴あり
	308	40歳代	女性	無職		県内感染者の濃厚接触者
1/6 (木)	309	20歳代	男性	アルバイト		県外移動歴あり (上越市滞在)
	310	20歳代	男性	派遣社員		県外感染者の濃厚接触者
	311	20歳代	男性	公務員		県内感染者の濃厚接触者
	312	10歳代	男性	生徒		県内感染者の濃厚接触者
	313	20歳代	男性	無職		県内感染者の濃厚接触者
1/8 (土)	314	20歳代	男性	会社員		県内感染者の濃厚接触者
	315	80歳代	女性	無職		県外感染者の濃厚接触者
	316	60歳代	女性	自営業		県外感染者の濃厚接触者
1/9 (日)	317	10歳代	男性	生徒		県外感染者の濃厚接触者
	318	20歳代	女性	学生		県外感染者の濃厚接触者
	319	10歳未満	男性	—	不明	
	320	30歳代	女性	パート従業員	不明	
1/10 (月)	321	30歳代	男性	会社員		県外移動歴あり
	322	10歳未満	男性	—		県内感染者の濃厚接触者
	323	30歳代	女性	会社役員		県内感染者の濃厚接触者
	324	10歳代	女性	生徒		県外移動歴あり
1/11 (火)	325	10歳代	女性	—		県内感染者の濃厚接触者
	326	10歳代	男性	生徒		県内感染者の濃厚接触者
	327	30歳代	女性	福祉施設職員		県内感染者の濃厚接触者
	328	10歳代	男性	—		県内感染者の濃厚接触者
	329	30歳代	男性	会社役員		県内感染者の濃厚接触者
	330	10歳代	女性	—	不明	
1/12 (水)	331	20歳代	男性	公務員		県外移動歴あり
	332	10歳代	女性	生徒		県内感染者の濃厚接触者
	333	30歳代	女性	会社員		県内感染者の濃厚接触者
	334	40歳代	女性	福祉施設職員	不明	
	335	30歳代	男性	会社員		県外移動歴あり (上越市滞在)
	336	40歳代	女性	パート従業員		県内感染者の濃厚接触者

判明日	市内 No	年代	性別	職業	感染 経路	症状・経過
1/13 (木)	337	40歳代	女性	公務員	不明	
	338	10歳未満	男性	—		県内感染者の濃厚接触者（上越市滞在）
	339	10歳代	男性	—	不明	
1/14 (金)	340	40歳代	男性	団体職員		県内感染者の濃厚接触者
	341	60歳代	男性	団体職員	不明	
	342	10歳未満	男性	—		県内感染者の濃厚接触者
	343	20歳代	男性	公務員		県内感染者の濃厚接触者
	344	40歳代	男性	自営業		県外感染者の濃厚接触者
	345	10歳代	男性	—		県内感染者の濃厚接触者
1/15 (土)	346	20歳代	男性	医療機関職員	不明	
	347	10歳代	男性	生徒		県内感染者の接触者
	348	40歳代	男性	公務員		県内感染者の濃厚接触者
	349	20歳代	男性	公務員		県内感染者の濃厚接触者
	350	40歳代	女性	派遣社員		県内感染者の濃厚接触者
	351	70歳代	女性	無職		県内感染者の濃厚接触者
	352	30歳代	男性	無職		県内感染者の濃厚接触者
1/16 (日)	353	30歳代	女性	無職		県内感染者の濃厚接触者
	354	50歳代	女性	パート従業員		県外移動歴あり
	355	40歳代	男性	会社員		県内感染者の濃厚接触者
	356	30歳代	男性	公務員		県内感染者の濃厚接触者
	357	10歳未満	女性	—	不明	
1/17 (月)	358～371		14人			
1/18 (火)	372～380		9人			
1/19 (水)	381～390		10人			
1/20 (木)	391～403		13人			
1/21 (金)	404～417		14人			
1/22 (土)	418～420		3人			
1/23 (日)	421～427		7人			

累計 121人

※ 1月17日判明分（1月18日公表分）から、県の報道発表資料が変更になったことに伴い、感染症患者数のみを掲載

(2) 新規感染者数(公表日ベース)の前週比

資料 2

上越市

	日	月	火	水	木	金	土	週計	前週比
12月26日～1月1日	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
1月2日～1月8日	0	0	2	0	0	5	0	7	0.0%
1月9日～1月15日	3	4	4	6	6	3	6	32	457.1%
1月16日～1月22日	7	5	14	9	10	13	14	72	225.0%
1月23日～1月24日	3	7						10	83.3%

※1月23日～は、数値のある曜日のみで比較

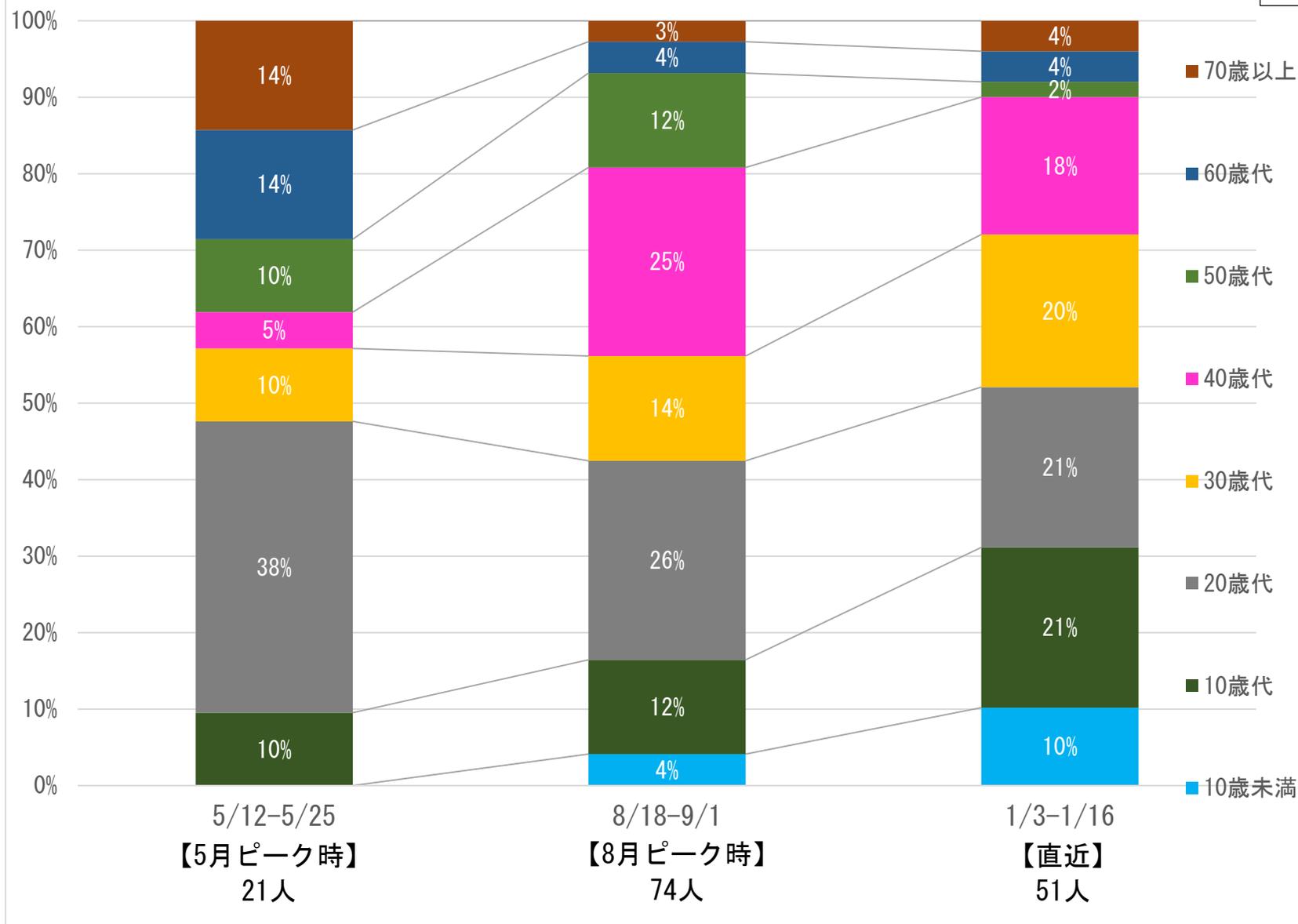
新潟県

	日	月	火	水	木	金	土	週計	前週比
12月26日～1月1日	6	7	4	4	22	15	5	63	217.2%
1月2日～1月8日	6	6	3	10	35	70	102	232	368.3%
1月9日～1月15日	85	76	61	129	220	200	284	1,055	454.7%
1月16日～1月22日	266	219	281	440	469	470	494	2,639	250.1%
1月23日～1月24日	406	383						789	162.7%

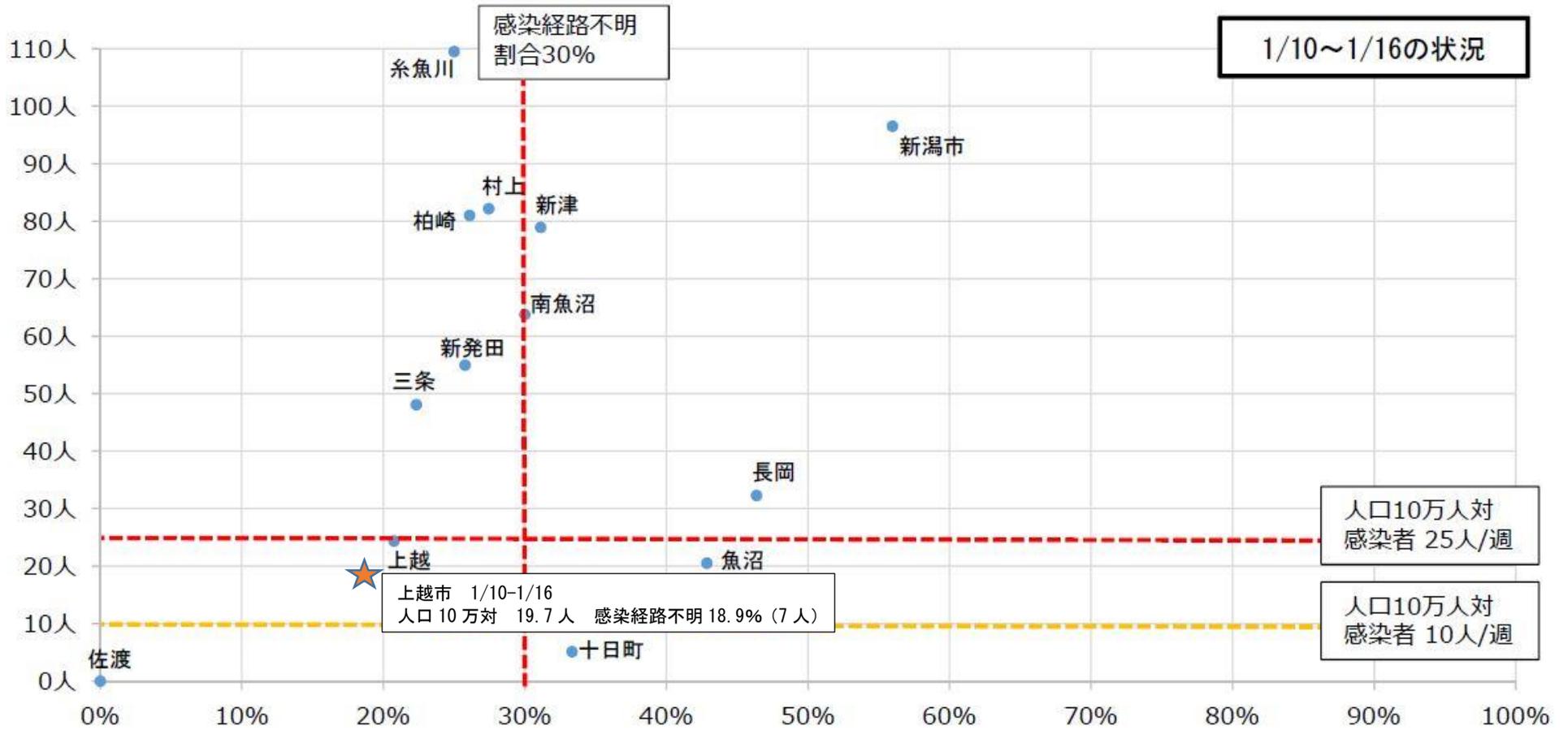
※1月23日～は、数値のある曜日のみで比較

年代別感染状況（判明日ベース）の比較

資料3



人口10万人対感染者数と新規感染者における感染経路不明者割合（県内）



※新潟県内の数値は保健所管区で分類（1/10～1/16の1週間の数値を算出）

- ※保健所管区…
- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 新発田（新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町） | 新津（五泉市、阿賀町） |
| 三条（三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町） | 長岡（長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町） |
| 魚沼（魚沼市） | 南魚沼（南魚沼市、湯沢町） |
| 十日町（十日町市、津南町） | 柏崎（柏崎市、刈羽村） |
| 糸魚川（糸魚川市） | 村上（村上市、関川村、粟島浦村） |
| 佐渡（佐渡市） | 上越（上越市、妙高市） |

新型コロナウイルス感染症対策に関する県・市の動向について（第 6 波）

年月日	内 容
R4. 1. 8	<p>□第 57 回 新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①県内の感染状況について ②警報について ③他県における「まん延防止等重点措置」について ④ワクチン接種状況について ⇒ 本部会議終了後、県警報発令 ○県警報の発令に伴う市長メッセージを发出</p>
R4. 1. 12	<p>□第 58 回 新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①県内の感染状況について ②3 回目のワクチン接種について ③直近の感染状況等を踏まえた呼びかけについて ④市町村長との意見交換について</p>
R4. 1. 14	<p>○第 12 回 上越市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①市内の感染状況について ②市の対応について ○感染防止対策の基本の徹底について市長から呼びかけ（本部長指示）</p>
R4. 1. 18	<p>□第 59 回 新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①県内の感染状況について ②まん延防止等重点措置（案）について ③ワクチン接種について ④濃厚接触者の待機期間短縮と検査について ⑤市町村長との意見交換について ⇒ 県がまん延防止等重点措置適用を申請</p>
R4. 1. 19	<p>□第 60 回 新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①県内の感染状況について ②まん延防止等重点措置について ③無料検査事業の期間延長について ※国がまん延防止等重点措置の適用を決定</p>
R4. 1. 20	<p>○第 13 回 上越市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (主な議題)</p> <p>①市内の感染状況について ②まん延防止等重点措置について ③市の対応について ○まん延防止等重点措置の適用に伴う市長メッセージを发出（本部長指示）</p>
R4. 1. 21	<p>○まん延防止等重点措置の適用（1/21～2/13）</p>

まん延防止等重点措置の適用に伴う要請（概要）

期 間	令和4年1月21日（金）～2月13日（日）
措 置 区 域	県内全域（全30市町村）
目 的	県内の新型コロナウイルスの急速な拡大に対し、まん延防止等重点措置の実施により、感染者数や感染速度を抑え、今後懸念される医療のひっ迫を避ける。
要請対象	主な要請内容（概要）
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える ・ 不要不急の県外との往来は極力控える
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること ・ テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大等により出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間5時～20時（酒類の提供禁止） ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、営業時間5時～21時（酒類の提供は20時まで）を選択可能 ※いずれも協力金の支給あり ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない
イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止安全計画を策定したイベントについても、人数上限は20,000人 ※ ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による収容定員までの緩和は行わない
大規模集客施設 (1,000㎡超)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人との接触機会の低減などを図るため、入場をする者の整理、マスクの着用の周知、アクリル板等の設置などの感染防止対策を要請
県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は平日のみ90分程度とすること ・ 大会への参加は、全国大会、ブロック単位の大会及びその予選会に限る ・ 大会に参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施すること
県立施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者の整理などの感染防止対策を徹底した上で運営する ・ 期間中に開催される大人数が集まるイベントの新規予約は停止する

市施設の取組及びイベントの開催について

No	県からの重点措置の内容	市の対応	関係課
(1)	博物館、美術館等の県立施設は、感染防止対策を徹底した上で運営する。	○公の施設については、感染防止対策 ^{※1} を徹底した上で運営することとし、臨時休館の措置を講じない。	行政改革推進課 (施設所管課)
(2)	期間中に開催される大人数が集まるイベントについて、新規予約は停止する。 ※ 既に予約済みのイベントについては、感染防止対策を徹底した上で開催	○期間中に開催される大人数が集まるイベントについて、新規予約は停止する。 ○既に予約済みのイベントについては、感染防止対策 ^{※1} を徹底した上で開催する。	総務管理課 (施設所管課) (事業担当課)

※1 手指消毒、密の回避、飲食の制限、参加者の把握などに加え、業種別ガイドラインを遵守

まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等への要請及び支援について

国による「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、県内全域に飲食店等に対して酒類提供の禁止、営業時間短縮などが要請され、営業時間短縮に協力いただいた事業者を対象に協力金を支給する。

・要請内容

期 間	令和4年1月21日（金）0時～2月13日（日）24時（全24日間）
対象施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む） ※宅配・テイクアウトサービスは除く
内 容	次のいずれも満たすもの (1) 酒類の提供の禁止 (2) 営業時間は5時～20時まで (3) 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内まで ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、21時までの営業、20時までの酒類提供を可能とする。

・協力金の支給内容

要請を遵守し、「時短営業」を行った店舗を対象に協力金を支給する。

①通常20時を超えて営業していた店舗が20時までとした場合

3万円～20万円/日

②認証店で、通常21時を超えて営業していた店舗が21時までとした場合

2万5千円～20万円/日

【参考】認証店と非認証店の要請の違い

	短縮後の営業時間	酒類提供	協力金の区分
認証店	5時～21時	○（20時まで）	②
	5時～20時	×（終日）	①
非認証店	5時～20時	×（終日）	①

・市の対応経過と予定

1月19日（水）… 市内の飲食店等へ要請通知の発送

1月20日（木）… 職員による訪問周知を実施

1月21日（金）～2月13日（日）… 飲食店等による営業時間短縮の実施

2月14日（月）～ … 協力金の申請受付の開始

飲食店等の皆様へ 「まん延防止等重点措置」に伴う要請にご協力ください

国による「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県から飲食店等に対して**営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請**を行いました。

要請の概要は、下記のとおりです。

また、**営業時間短縮にご協力いただいた事業者を対象に協力金を支給**します。

具体的な、協力金の申請手続きについては、市のホームページ等で改めてお知らせいたします。

要請の概要

対象区域 新潟県全域

要請期間 令和4年1月21日(金)0時から令和4年2月13日(日)24時まで(全24日間)
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までに協力を開始

対象店舗 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
(結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む)
※対象外店舗: 宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

要請内容

1 営業時間の短縮及び酒類提供の制限

- ① 営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと(利用者の持込を含む)
ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能
- ② 営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること(利用者の持込を含む)

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」以外の店舗は、酒類の提供が終日禁止されます。
【法第31条の6第1項に基づく要請】

2 人数の制限(上記①と②共通)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

【法第24条第9項に基づく要請】

対象店舗を見回り、協力状況を確認します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31の6第1項に基づく要請であり、応じていただけなかった場合は、命令、罰則(過料)といった手続きを講ずる場合があります。

協力金の不正受給は犯罪です！

虚偽申請・不正受給は犯罪です。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。今回は、同業者や出入り業者、飲食店利用者、市民から要請に応じず営業している施設や営業実態の無い施設の情報が届きました。

協力金の支給要件

- 要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年1月20日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること
- 要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が上記要請に全面的に協力すること
 - ※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までに協力を開始(その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます)
 - ※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- 営業時間短縮又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること
- ※申請に際しての必要書類
 - ・「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」
 - ・「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど」



支給金額の算定

① 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		

② 5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供は20時までに限る） ※認証飲食店のみ選択可

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(参考) 認証店とそれ以外の店舗の時短要請期間内の営業時間と酒類提供

通常の営業時間	認証店以外	認証店(申請中含む)
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)	20時までの時短営業(酒類提供禁止)
21時を超えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業(酒類提供禁止) ②21時までの時短営業(酒類提供20時まで)

お問い合わせ先

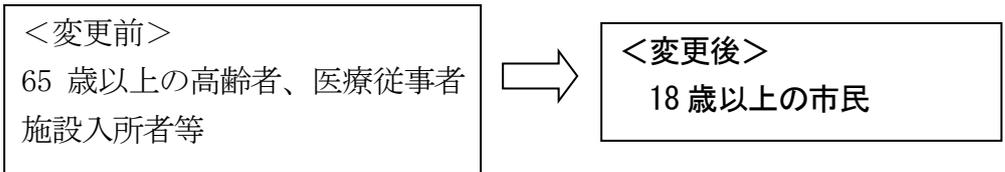
- 【要請について】 新潟県防災局危機対策課 025-282-1636
- 【協力金について】 上越市時短要請協力金コールセンター(1月21日(金)9時開設)
電話番号: 025-522-6233 受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く)

2 ワクチンの追加接種（3回目接種）について

1 追加接種の前倒しの実施について

1月19日に国から4月分までのワクチンの供給量が示され、これにより当市の追加接種対象者全員分のワクチンが確保できる見込みとなったため、接種日程を前倒しして実施する。

○前倒し対象者：2回目の接種から7か月を経過した方



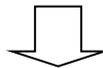
○集団接種の日程を前倒しで実施する

- ・2月26日（土）に開始し、全体的に日程を前倒しして実施
- ・終了時期の変更：R4年6月 → 5月

2 接種日程の前倒しに伴う接種券発送の日程変更について

<変更前>

2回目接種完了時期	個別通知発送時期	接種時期（予定）
R3年6月1日～30日	R4年1月14日	R4年2月～
R3年7月1日～31日	R4年2月上旬	R4年3月～
R3年8月1日～31日	R4年2月末	R4年4月～
R3年9月1日～30日	R4年3月末	R4年5月～
R3年10月1日～31日	R4年4月末	R4年6月～



<変更後>

2回目接種完了時期	個別通知発送時期	接種時期（予定）
R3年6月1日～30日	R4年1月14日	R4年2月～
R3年7月1日～31日	R4年2月上旬	R4年2・3月～
R3年8月1日～31日	R4年2月下旬	R4年3月～
R3年9月1日～30日	R4年3月上旬	R4年4月～
R3年10月1日～31日		R4年5月～

3 小中学校における感染状況について

1 感染拡大防止のための臨時休業（1月19日現在）

大瀧町小	1月11日(火)～学校臨時休業、放課後児童クラブ閉鎖	【14日(金)再開】
城北中	1月12日(水)～学校臨時休業	【17日(月)再開】
春日新田小	1月14日(金)～学校臨時休業、放課後児童クラブ閉鎖 (3・4年生は24日(月)再開)	【19日(水)再開】
高志小	1月18日(火)～学校臨時休業、放課後児童クラブ閉鎖	【24日(月)再開】

2 市立幼稚園、小中学校の取組

(1) 感染症対策の徹底

…学校の行動基準をレベル2に引き上げ(1月11日～)

※学校衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づく対応

① 基本的な感染症対策の徹底

- ・「三密」と大声への注意、こまめな換気等

② 活動場面のリスクに応じた対策の徹底

- ・近距離での合唱、密集した運動等リスクの高い活動の回避
- ・部活動では他校との交流、県外遠征等の停止(公式大会等を除く)
(「まん延防止等重点措置」の適用後 1/21～)
- ・部活動では、平日90分程度の活動のみに制限、他校との交流、県外遠征等の停止
(全国及びブロック大会、コンクール、発表会及びその予選会は除く)
- ・大会等へ参加する場合は、その前後にPCR検査等を実施

(2) 保護者への協力呼びかけ

…各校・園から文書配付

① 基本的な感染症対策の徹底

- ・毎日の健康観察
家族も含めた朝夕の検温や健康状態の確認
同居家族に発熱等の症状があるときも登校を見合わせる
- ・学校外での感染予防
外出時や学校外の活動、習い事等においても感染予防に努め、状況に応じて外出等の中止を判断

② 学校への速やかな連絡

子どもや家族等がPCR等検査を受けることになったり、濃厚接触者になったりしたときは直ちに学校へ連絡

③ 差別、偏見、いじめの防止

(3) 児童生徒が登校できない場合における学習保障

① タブレット端末の持ち帰り利用

- ・児童生徒の発達段階や自宅等の通信環境整備を踏まえた日常におけるタブレット端末持ち帰りの実施（令和3年11月～）
- ・自宅等の通信環境が整っていない児童生徒へのモバイルWi-Fiルータの貸与（SIMカードの通信契約は各家庭が実施）

② ICT機器を活用した学習保障の取組

従来の紙での問題集やプリント等の自習課題と、下記のようなICT機器を活用した取組を合わせて、各校で学習保障の取組を実施

- ・クラス管理機能等を活用した朝の会や健康観察の実施
- ・NHK for school や新潟県教育委員会が作成した学習動画を用いた学習
- ・同時双方向型のウェブ会議システムを活用した学習
- ・ウェブブラウザを用いた調べ学習
- ・文書作成ソフト等によるレポート作成やカメラ機能を用いた学習 等

文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施 ↑感染リスクの高い活動を停止	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(※)における分類	
レベル3	レベル4(避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3(対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2(警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1(維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

4 経済対策（事業者経営支援金等）について

【件数・金額は R4. 1. 14 現在】

1 事業者経営支援金 1,250,280 千円

新型コロナウイルス感染症の感染者増加の影響の長期化により、複数月にわたり著しく売上げが減少している中小企業者等へ支援金を交付する。

- 対象者 市内に事業所を有する中小事業者等（性風俗特殊営業等一部を除き全業種）
- 給付額等 売上減少率、売上規模に応じて、給付金を給付
- 執行状況

実施回数	申請件数	給付額	申請期間	売上減少対象期間	備考
第1次	981 件	223,168 千円	R3. 3. 3～R3. 7. 30	R2. 11～R3. 4	
第2次	1,042 件	200,474 千円	R3. 8. 2～R3. 10. 29	R3. 4～R3. 7	
第3次	828 件	194,546 千円	R3. 9. 17～R4. 1. 31	R3. 7～R3. 11	
第4次	—	—	R4. 2. 1～R4. 6. 30	R3. 12～R4. 4	R3. 12 月補正

※第3次は R4. 1. 14 支払分まで

2 信用保証協会保証料補助金 及び 利子補給補助金 100,100 千円

中小企業者等が制度融資を利用した際の信用保証料の全部及び借入利子の一部を補助する。

- 執行状況
- | | | | |
|--------------|-------|-----------|-------------------|
| 信用保証協会保証料補助金 | 142 件 | 32,038 千円 | 信用保証料の全額 |
| 利子補給補助金 | 201 件 | 19,681 千円 | 借入利子 1.0%、2 年分相当額 |

3 雇用調整助成金申請費補助金 2,400 千円

国が交付する雇用調整助成金に係る特例措置の延長を受け、同助成金の申請に必要な書類の作成を社会保険労務士等に委託した中小企業者等への支援を追加する。

- 対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者等（性風俗特殊営業等一部を除き全業種）
- 補助率等 1/2（従業員 20 人以下は 10/10） 上限額 100 千円
- 執行状況 17 件 1,548 千円

4 地域経済活性化店舗等改装促進事業（新型コロナウイルス対応型） 126,400 千円

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、中小企業者等が市内事業者に発注して実施する店舗の改装工事に要する経費を補助する。

- 対象者 次の業種を営む市内に居住している個人事業主、市内に本社を有する法人
（小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、卸売業、不動産業、物品賃貸業及び学習支援業のほか、その他市長が認める業種（接客、来客など顧客と対面する業種）を営むもの）
- 対象事業 新型コロナウイルス感染症予防を目的に市内事業者が発注する改装工事
- 補助率等 10/10 上限額 200 千円
- 執行状況 638 件 117,073 千円（交付決定 674 件 123,944 千円）

5 プレミアム付商品券発行支援事業**637,500 千円**

商工団体等が実施するプレミアム付商品券発行事業に対し、プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額及び事業実施に係る経費の一部を補助する。

- 対象者 商工団体、商店街、中小企業者等により組織された任意団体等
- 対象経費 プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額、事務費
- 補助率等 補助率 10/10
プレミアム分相当額 (3 割分を上限又は参加店舗により上限額を設定)
事務費 補助上限額 1,000 千円

○ 執行状況

事業名(通称)	募集期間	申請件数	申請金額	執行件数	執行額	備考
地域のお店支エール券	R3. 3. 3~R3. 4. 28	35 件	309,277 千円	35 件	304,465 千円	
地域のお店応援券	R3. 12. 15~R4. 2. 28	34 件	287,337 千円	0 件	0 千円	R3. 12 月補正

※執行件数、執行額は概算払いを含む支出の実績

6 中小企業者チャレンジ応援事業**450,000 千円**

中小企業者等が行う事業継続に向けた新たな取組や販路開拓、新商品・新サービスの開発等に要する経費を補助する。

- 対象者 市内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者
- 対象経費 以下の取組を始めるための設備備品購入費や車両購入費等の初期費用
①事業継続のための新たな取組 ②販路開拓のための新たな取組 ③新商品・新サービスの開発
- 補助率等 3/4 上限額 1,000 千円
- 執行状況

実施回数	申請期間	申請件数	申請金額	執行件数	執行額	備考
第1次	R3. 3. 3~R3. 5. 20	198 件	154,017 千円	146 件	111,188 千円	
第2次	R3. 10. 1~R3. 10. 22	126 件	96,595 千円	33 件	24,170 千円	
第3次	R3. 12. 15~R4. 2. 28	62 件	45,004 千円	2 件	1,480 千円	R3. 12 月補正

7 宿泊等需要喚起事業(飲食店クーポン等作成) R3. 12 月補正**4,067 千円**

市内飲食店で使用できるクーポン券を作成することにより誘客を図る。

- 対象者 市内に店舗を有する飲食店
- 参加店舗数 42 店
- 使用期間 R4. 1 下旬~R4. 8. 31 ※左記期間内で参加店舗が個別に決定するため、店舗により異なる

8 宿泊等需要喚起事業(宿泊需要喚起キャンペーン) R3. 12 月補正**89,452 千円**

市内宿泊事業者が行う宿泊代金の割引を支援するとともに、キャンペーンの周知や参画する宿泊施設の情報発信を一体的に行い誘客を図る。

- 割引額 宿泊代金が税込 3,000 円以上 9,999 円以下の場合は代金の 50%割引
宿泊代金が税込 10,000 円以上の場合は 5,000 円割引
- 対象期間 R4. 1. 21 宿泊分~R4. 8. 31 宿泊分
- 参画施設数 54 施設
- 実施主体 (公社) 上越観光コンベンション協会

※まん延防止等重点措置の適用を受け、R4. 1. 21 以降の新規予約受付を停止